

第3章 防災指針の取組方針

(1) 防災指針における基本的な考え方

災害リスクを踏まえた居住誘導区域の妥当性を検討するにあたり、基本的な考え方を次のとおりとし、居住誘導の設定の妥当性をフローにより判定します。

- 居住誘導区域の検討における災害リスクは、主に人的被害を対象とします。
なお、物的被害等は、被害を受けた場合に人的被害を回避できるか否かを検証する視点で整理を行うものとします。（※）
- 計画規模 L1 の降雨は、150 年確率であり、洪水災害リスクに対しては、「北上川水系流域治水プロジェクト」の流域治水の取り組みにより回避が可能です。
- 想定最大規模 L2 の降雨は、1000 年に 1 回程度と L1 に比して著しく低頻度ですが、ひとたび災害が発生した場合には、甚大な被害が発生するおそれがあり、避難を確実に行うことが可能であるかという視点で居住誘導区域の設定の妥当性を判定します。
- 現状において確実な避難が困難な場合は、居住誘導区域に設定しないことを原則とします。
ただし、L2 の発生頻度と本計画の計画期間とのギャップや地域特性等を考慮しながら、居住誘導区域に設定しないことが適切でない区域については、土地利用規制等の対策を講じた上で居住誘導区域とするものとします。

(※) イメージ

浸水危険情報	出水時の心構え
家屋倒壊等氾濫 想定区域	○家屋の倒壊のおそれがあり、避難が遅れると命の危険が非常に高いため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報にも注意し、事前に必ず避難所等の安全な場所に避難
浸水深 3.0m以上の 区域	○2階床面が浸水する2階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず避難所等の安全な場所に避難 ○高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に避難所等の安全な場所に避難
浸水深 0.5m～3.0m の区域	○平屋住宅または集合住宅1階の住民は、1階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず避難所等の安全な場所に避難 ●2階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は、水深0.5mでも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待避 ただし、浸水が長時間継続した場合や孤立した場合の問題点について認識しておくことが必要
浸水深 0.5m未満 の区域	●避難が遅れた場合は自宅上層階で待避 ただし、浸水が長時間継続した場合や孤立した場合の問題点について認識しておくことが必要

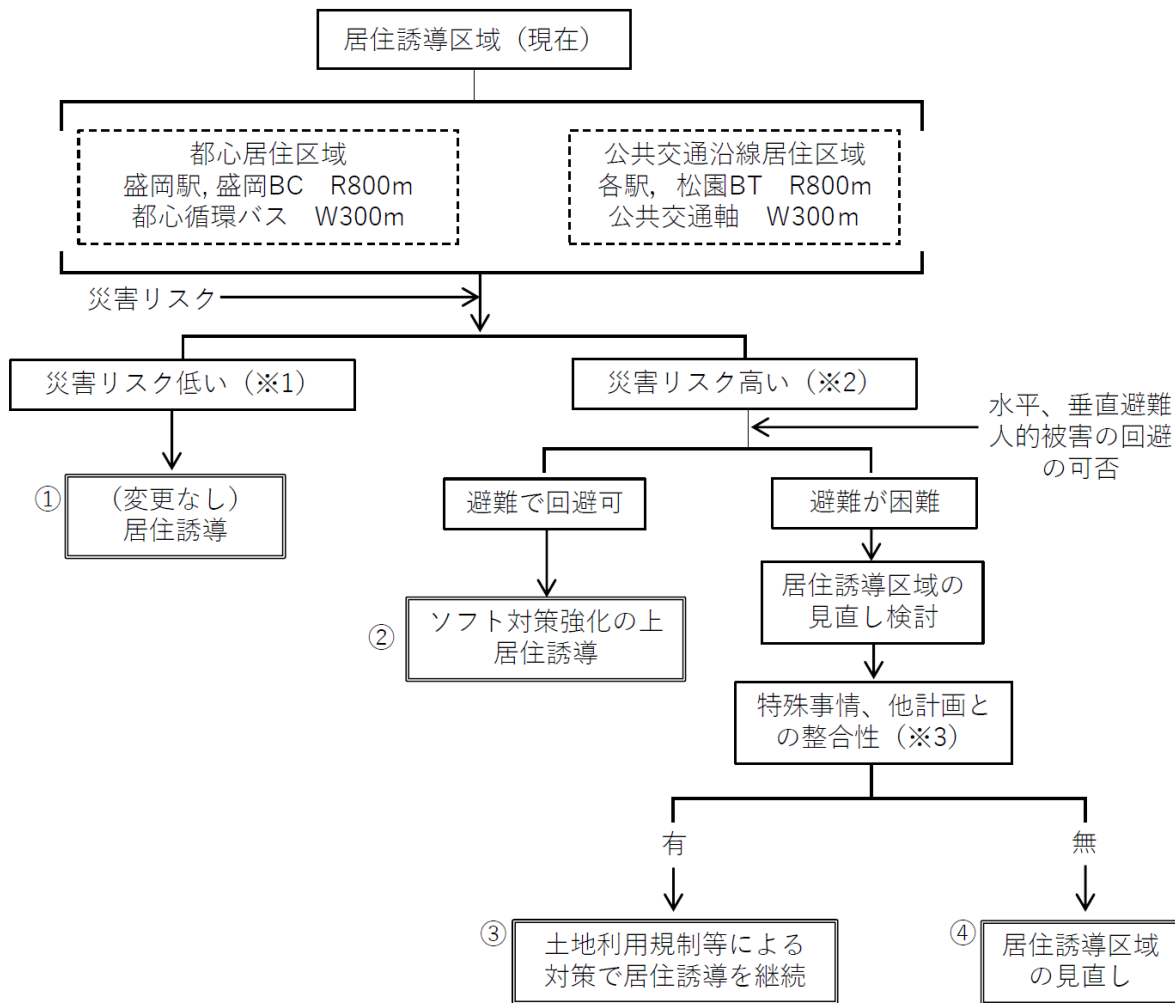
○「水害ハザードマップ作成の手引き」

国土交通省（平成 28 年 4 月）



浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)

○防災指針における居住誘導区域の妥当性の判定フロー



（※1）

- ・ L1、L2（浸水深 h=3.0m 未満）の水災害リスク

（※2）

- ・ L2（浸水深 h=3.0m 以上）、継続時間（72 時間以上）、氾濫流、河岸侵食の水災害リスク

（※3）

- ・ 居住誘導すべき特殊事情（地域固有性の保全）
- ・ 他計画との整合から区域に含める事情（景観計画、区域マスタープラン等の交通結節点（鉄道駅））

【判定により選定される主な居住誘導の地域】

- ①：中心市街地（本町通・長田町地区、城西町地区、夕顔瀬町地区）、仙北地域（向中野二丁目地区）等
- ②：中心市街地（①地域以外）、南大通地域（清水町）
- ③：南大通地域（鉾屋町）、仙北地域（①地域以外）
- ④：好摩地域、岩脇町、厨川地域、上堂地域、西青山地域、前九年～夕顔瀬町地域の河岸侵食等エリア

（２）居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定基本方針

災害リスク等に対する各区域のあり方を次表のとおりとし、L2の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）に含まれる地域は、原則として居住誘導区域に設定しないこととし、今後は、新たな居住を制限することとします。すでに居住している地域においては、盛岡市地域防災計画に基づき、避難を主とした対策により、引き続き人的被害の回避に取り組みます。

○災害リスク等に対する各区域のあり方

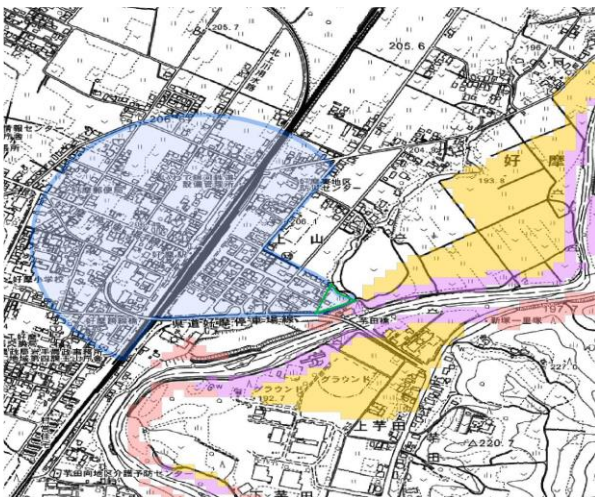
災害	種別		居住誘導区域のあり方	都市機能誘導区域のあり方
洪水	計画規模 L1	浸水深 0～3m未満	➤ 人的被害の回避対策等 に取り組み、居住誘導 区域に含めます。	➤ 都市機能誘導施設の防水 化や居住用建築物等の浸 水対策等に取り組み、都 市機能誘導区域に含めま す。
		浸水深 3m～5m未満 （浸水継続時間72時間超含 む）	➤ 人的被害の回避対策等 に取り組み、ソフト及 びハード対策等により 災害への「備え」を強 化し、居住誘導区域に 含めます。	
	想定最大規模 L2	浸水深5m以上 ※居住誘導区域においては浸 水深10m以上なし （浸水継続時間72時間超含 む）	➤ 現状において確実な避 難が困難な場合は、人 的被害を回避する視点 から、居住誘導区域に 設定しません。 ➤ 地域の特性に応じ、将 来的にも居住を誘導す ることが必要と判断さ れる場合は、土地利用 規制等による対策によ り、居住誘導区域に含 めます。 ※地域特性に応じた居住誘 導区域の基本方針は同章 （4）のとおりです	➤ 公共投資の効率化の観点 から新たな都市機能誘導 施設の誘導を行わないも のとし、都市機能誘導区 域に設定しません。
		家屋倒壊等氾濫区域 【氾濫流】		
		家屋倒壊等氾濫区域 【河岸侵食】		

災害	種別		居住誘導区域のあり方	都市機能誘導区域のあり方
内水	内水浸水想定区域		➤ 人的被害の回避対策等 に取り組み、居住誘導区 域に含めます。	➤ 都市機能誘導施設の防水 化や居住用建築物等の浸 水対策等に取り組み、都 市機能誘導区域に含めま す。
火山 噴火	融雪型火山泥流		➤ 人的被害の回避対策等 に取り組み、居住誘導区 域に含めます。	—
その他	大規模盛土造成地		➤ 人的被害の回避対策等 に取り組み、居住誘導区 域に含めます。	➤ 人的被害の回避対策等 に取り組み、都市機能誘 導区域に含めます。
	地震		➤ 人的被害の回避対策等 に取り組み、居住誘導区 域に含めます。	➤ 人的被害の回避等にと り組み、都市機能誘導区 域に含めます。

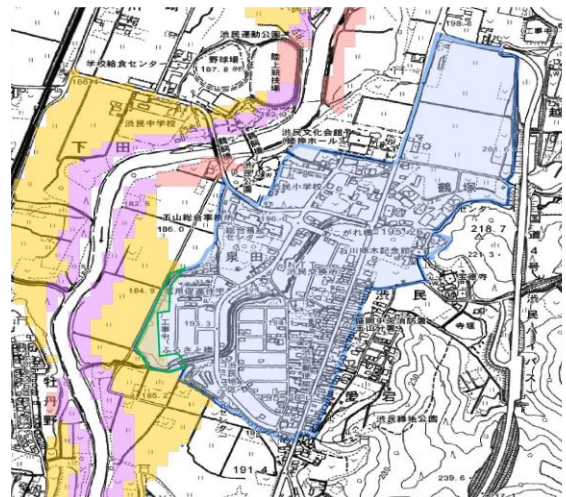
○居住誘導区域に設定しない地域

除外地域	氾濫流	河岸侵食
①好摩上山付近（芋田橋上流_北上川右岸）		○
②渋民泉田付近（鶴飼橋下流_北上川右岸）	○	
③岩脇町付近（北上川左岸）	○	○
④厨川二丁目付近（三馬橋下流_北上川右岸）	○	○
⑤上堂二丁目、三丁目、四丁目付近（北大橋上流_北上川右岸、木賊川両岸）	○	○
⑥西青山三丁目（諸葛川下流_諸葛川左岸）		○
⑦前九年一丁目から夕顔瀬町まで（北上川右岸）	○	○
⑧三本柳5地割、7地割地内（都南大橋下流_北上川右岸）	○	

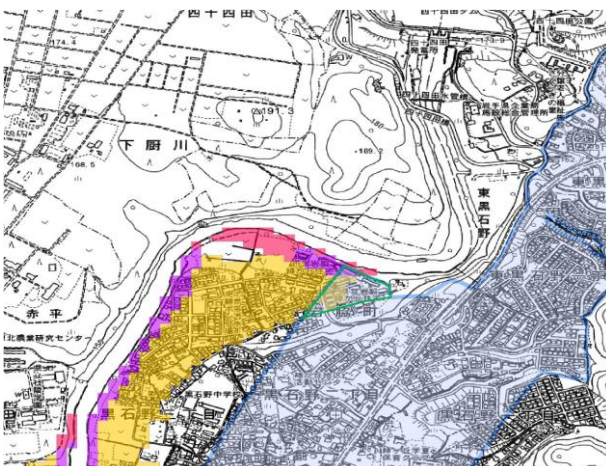
①好摩上山付近（芋田橋上流_北上川右岸）



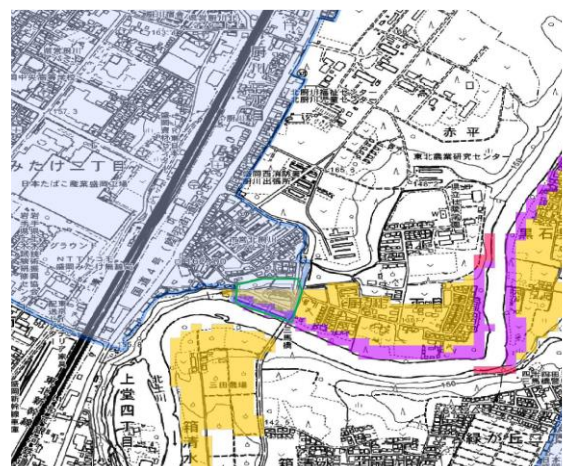
②渋民泉田付近（鶴飼橋下流_北上川左岸）



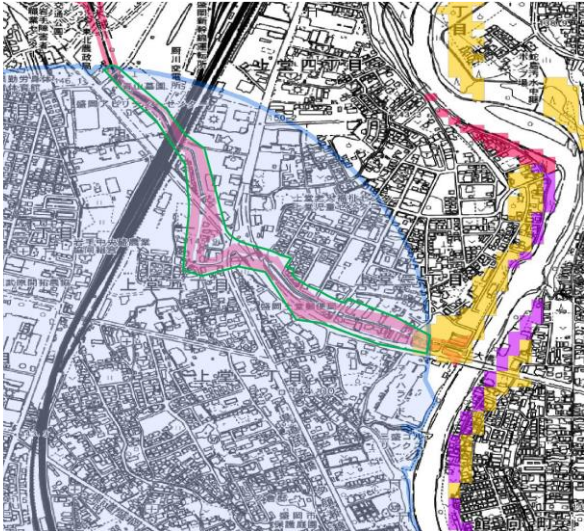
③岩脇町付近（北上川左岸）



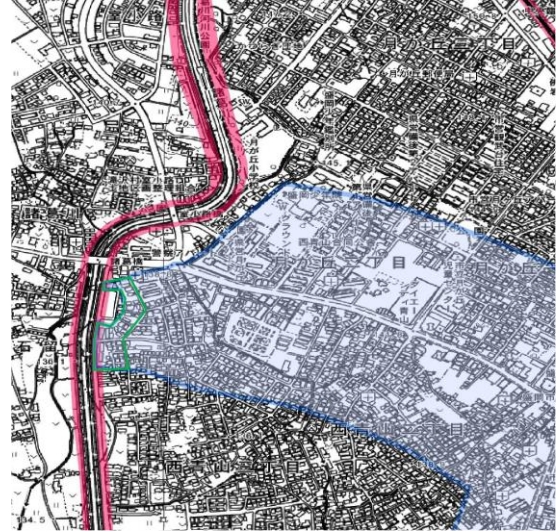
④厨川二丁目付近（三馬橋下流_北上川右岸）



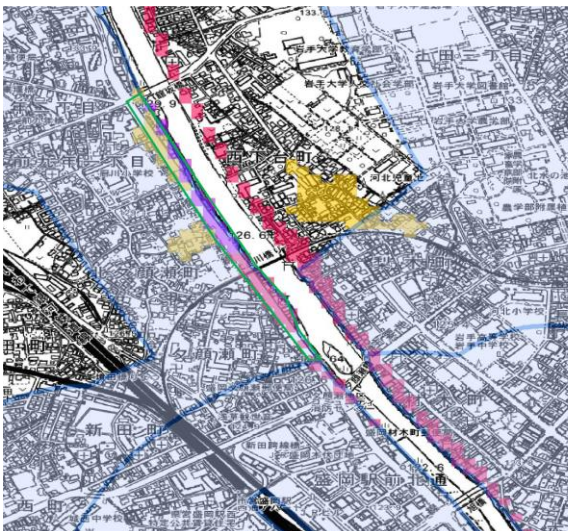
⑤上堂二丁目、三丁目、四丁目付近（北大橋上流_北上川右岸、木賊川両岸）



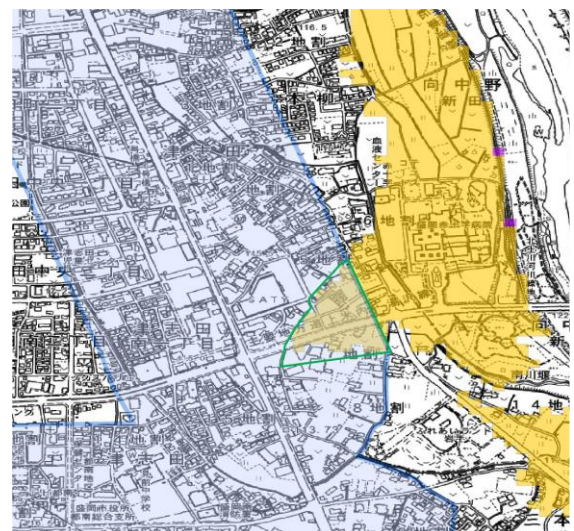
⑥西青山三丁目（諸葛川下流_諸葛川左岸）



⑦前九年一丁目から夕顔瀬町まで（北上川右岸）

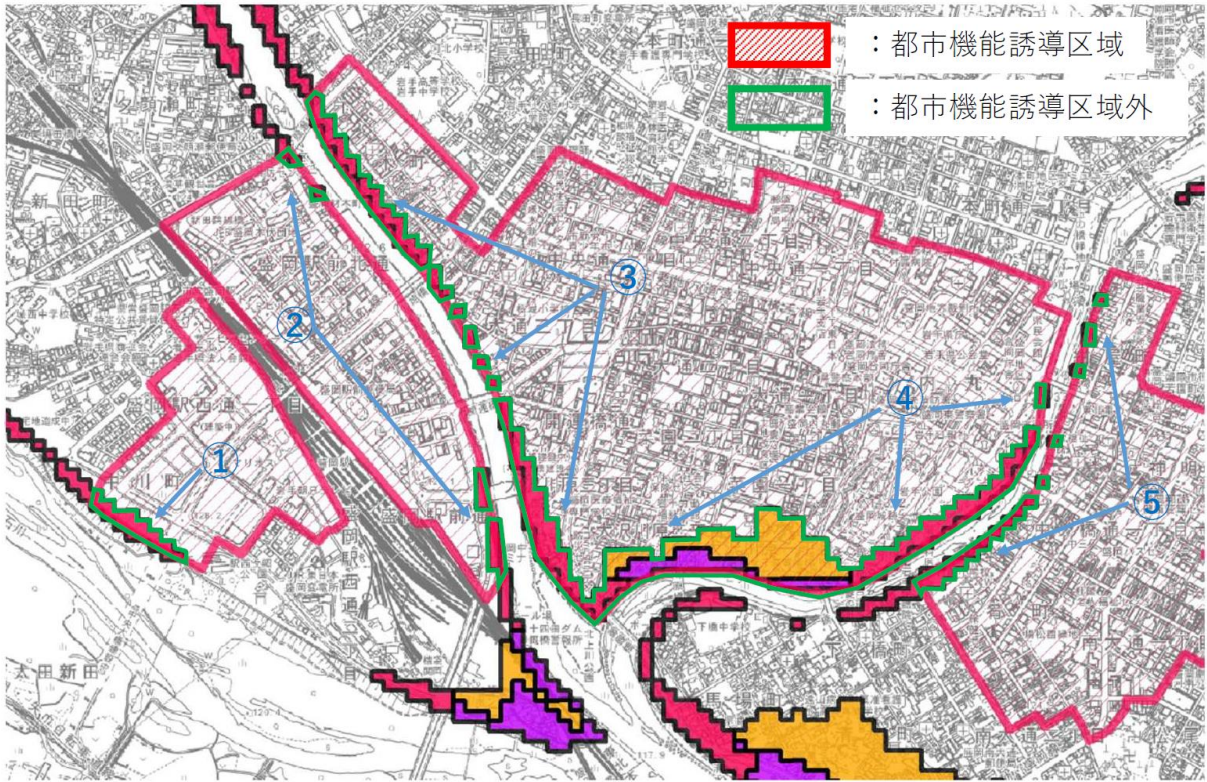


⑧三本柳 5 地割、7 地割地内（都南大橋下流_北上川右岸）



○都市機能誘導区域に設定しない地域

除外地域（中心市街地）	氾濫流	河岸侵食
①盛岡駅西通一丁目、二丁目付近（雫石川左岸）		○
②盛岡駅前北通、盛岡駅前通付近（夕顔瀬橋下流_北上川右岸）		○
③材木町、大通三丁目、大沢川原三丁目付近（夕顔瀬橋下流_北上川左岸、与の字橋下流_中津川右岸）		○
④内丸、大沢川原一丁目、二丁目付近（与の字橋下流_中津川右岸）	○	○
⑤紺屋町、中ノ橋通一丁目、肴町付近（上の橋下流_中津川左岸）		○



(3) 取組方針

防災指針における基本的な考え方にに基づき、居住誘導区域における被害を回避し、適切な防災・減災対策を推進するため、災害リスクに対する取組方針を次のとおり設定します。

災害	種別		取組方針
洪水	計画規模 L1		➤ 「北上川水系流域治水プロジェクト」による流域治水の取り組みにより、居住誘導区域における安全対策を推進します。 ➤ 「北上川上流ダム再生及び堤防整備等」の実施により水災害リスクが低減する整備効果が見込まれるが、整備には中長期の期間を要するため、盛岡市地域防災計画と連携し、避難を主とした対策を実施します。
	想定 最大 規模 L2	浸水深 0～3m未満	➤ L1と同様に、「北上川水系流域治水プロジェクト」による流域治水の取り組みにより、居住誘導区域における安全対策を推進します。 ➤ 盛岡市地域防災計画と連携し、避難を主とした対策により、人的被害を回避します。
		浸水深 3m～5m未満 (浸水継続時間72時間超含む)	➤ 「北上川水系流域治水プロジェクト」による流域治水の取り組みや、盛岡市地域防災計画と連携し、避難を主とした対策や非常時の備蓄を増強します。 ➤ 地域の状況により、建築物や都市機能の被害が大きくなる可能性があり、建築物等の浸水防止、浸水対策等の推進により被害を低減します。 ➤ 居住誘導区域は、盛岡市地域防災計画における避難等のソフト対策の強化とともに、そのソフト対策が効果的に発揮される避難路の整備等のハード対策を強化します。
		浸水深5m以上 ※居住誘導区域においては浸水深10m以上なし (浸水継続時間72時間超含む)	
		家屋倒壊等氾濫区域【氾濫流】	➤ 氾濫流により木造建築物が倒壊し、河岸侵食では建築構造に関わらず倒壊するため、建築物や都市機能の被害が甚大となり、復旧までに時間を要するため、建築物等の浸水防止、浸水対策等の推進により被害を低減します。 ➤ 居住誘導区域は、盛岡市地域防災計画における避難等のソフト対策の強化とともに、そのソフト対策が効果的に発揮される避難路の整備等のハード対策を強化します。
		家屋倒壊等氾濫区域【河岸侵食】	

災害	種別		取組方針
内水	内水浸水想定区域		➤ 「北上川水系流域治水プロジェクト」による流域治水の取り組みにより、居住誘導区域における安全対策を推進します。 ➤ 「北上川上流ダム再生及び堤防整備等」の実施により水災害リスクが低減する整備効果が見込まれるが、整備には中長期の期間を要するため、盛岡市地域防災計画と連携し、避難を主とした対策を実施します。
火山 噴火	融雪型火山泥流		➤ 盛岡市地域防災計画と連携し、避難を主とした対策により、人的被害を回避します。
その他	大規模盛土造成地		➤ 大規模盛土造成地の滑動崩落の防止・軽減の事前対策のため、宅地耐震化推進事業として、第一次スクリーニング調査（平成27年度から平成29年度まで）の実施により抽出した70箇所のうち、居住誘導区域内14箇所は優先的に第二次スクリーニング調査を進め、早期に安全性を確認します。
	地震		➤ 盛岡市地域防災計画と連携し、避難を主とした対策等により被害を最小減に軽減し、人的被害を回避します。

(4) 地域特性による居住誘導区域の基本方針

前述の「居住誘導区域に設定しない地域（除外区域）」以外の地域においては、主要な都市機能の集積状況の高さ、まち並みの歴史性、交通結節点としての拠点性を考慮する必要があるため、次の3地域は、L2の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）が含まれる地域の特徴を個別に整理し、居住誘導区域のあり方を検討します。

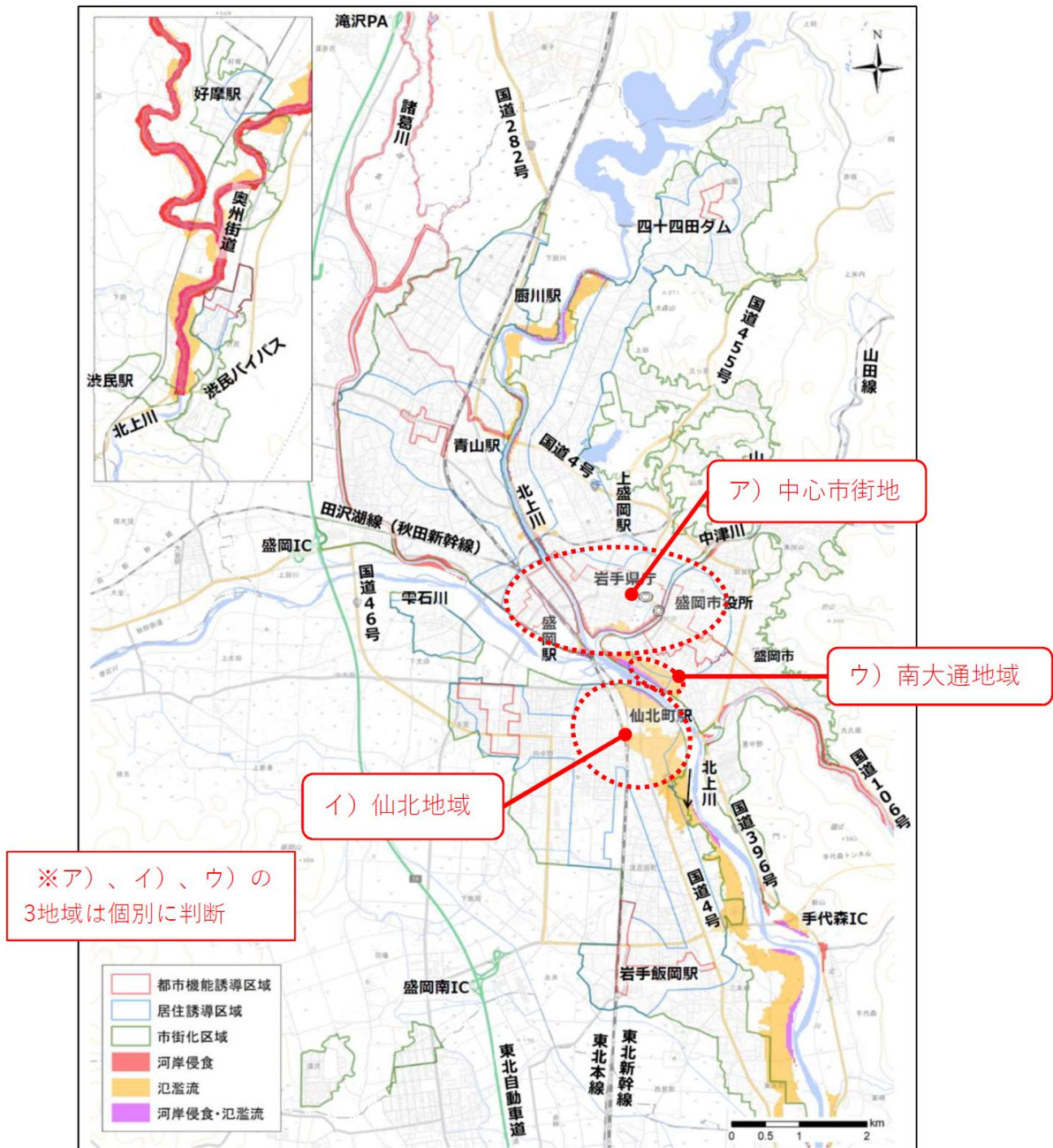


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模：L2）

ア 中心市街地

○災害リスク

北上川左岸や中津川両岸沿い等は、洪水の河岸侵食による人的被害や建築物の甚大な被害が想定され、現行のハード整備（北上川上流ダム再生及び堤防整備等（※））が完了後もリスクが残る地域です。

（※）盛岡市を水害から守るため四十四田ダムのかさ上げ等により治水機能の増強を図る国土交通省の治水対策事業

○地域特性

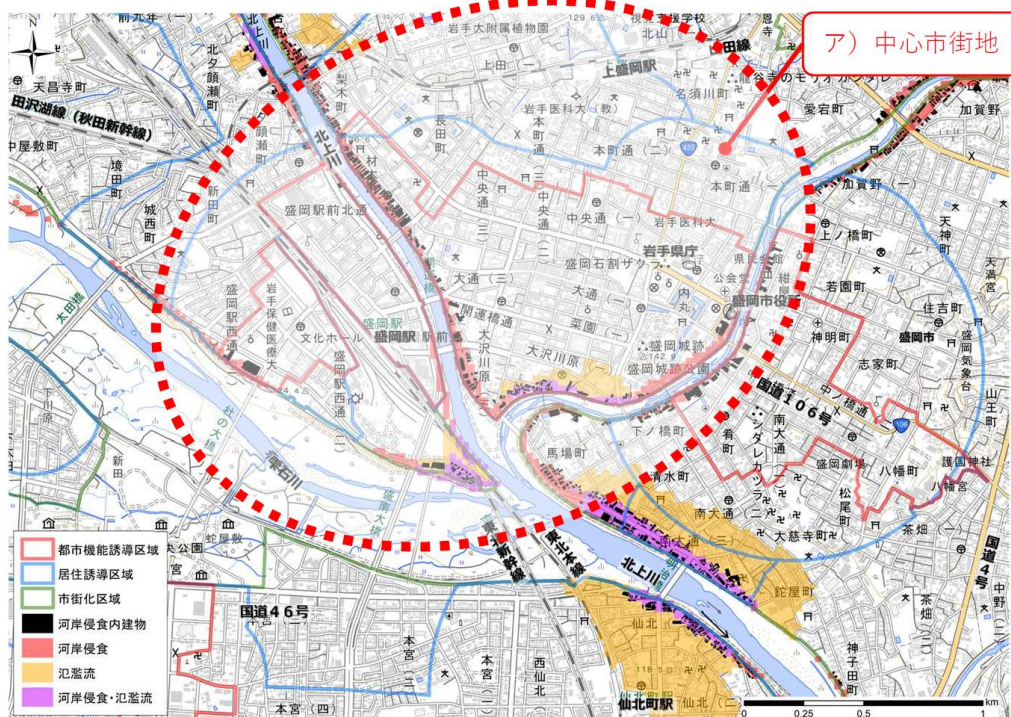
都市機能別の中核的な施設の配置が多く、都市機能の集積状況が非常に高くなっています。

多様な都市機能に歩いてアクセスできる暮らしの場、公共交通の利便性が非常に高い地域であり、その沿線沿いでの人口密度が高くなっています。

- ・盛岡駅、盛岡バスセンターから半径 800m の範囲
- ・盛岡中心市街地循環バス「でんでんむし」のルートとなっている道路端から 300m の範囲
- ・1 日当たりのバスの運行本数は、中心市街地のバス停「中央通一丁目」などで約 360 本以上

○居住誘導区域等の基本方針

水災害リスクが高い地域ですが、本市の商業、業務等の機能を集約した地域で、公共交通の利便が高く、高密度な人口集積の維持を図るものとして、都市の重要性が非常に高い地域特性があることから、河岸侵食の危険性の周知徹底を図り、当該地域における人的被害を回避することにより、引き続き居住誘導区域とします。また、河岸侵食の影響を受ける都市機能誘導区域においては、公共投資の効率化の観点から新たな都市機能誘導施設の誘導は行わないものとし、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）が含まれる箇所を都市機能誘導区域に設定しないこととします。



イ 仙北地域

○災害リスク

北上川右岸等（主に明治橋から南大橋周辺）において洪水の河岸侵食による人的被害や建物の甚大な被害が想定され、現行のハード整備（北上川上流ダム再生及び堤防整備等（※））が完了後もリスクが残る地域です。

（※）盛岡市を水害から守るため四十四田ダムのかさ上げ等により治水機能の増強を図る国土交通省の治水対策事業

○地域特性

交通結節点に位置付けされた鉄道駅であるＪＲ仙北町駅の圏域にあり、中心市街地と仙北方面を結ぶバス運行本数が非常に多く、公共交通の利便性が非常に高い地域です。

もりおか交通戦略における公共交通軸であり、その沿線沿いで人口密度が高くなっています。

- ・仙北町駅から半径 800m の範囲
- ・公共交通軸となっている道路の道路端から 300m の範囲
- ・１日当たりのバスの運行本数は、中心部と仙北方面を結ぶ路線で約 180 本以上

○居住誘導区域の基本方針

水災害リスクの高い地域ですが、鉄道駅周辺での都市的土地利用が進み、公共交通の利便が高く、高密度な人口集積の維持を図るものとして、都市機能上、重要な地域であるため、河岸侵食の危険性の周知徹底を図り、当該地域における人的被害を回避することにより、引き続き居住誘導区域とします。



ウ 南大通地域

○災害リスク

北上川左岸（明治橋周辺）において洪水の河岸侵食による人的被害やの甚大な被害が想定され、現行のハード整備（北上川上流ダム再生及び堤防整備等（※））が完了後もリスクが残る地域です。

（※）盛岡市を水害から守るため四十四田ダムのかさ上げ等により治水機能の増強を図る国土交通省の治水対策事業

○地域特性について

盛岡バスセンター及び仙北町駅から半径 800m の圏域外であるが、中心市街地と仙北地域を結ぶ公共交通軸の沿線沿いであり、バスの運行本数が多い地域です。

もりおか交通戦略における公共交通軸であり、その沿線沿いで人口密度が高くなっています。

清水町地区と鉾屋町地区とで形成されている地域であり、清水町地区はマンションの建築棟数が多く、一方、鉾屋町地区は、歴史的な街道筋にあり町家の町並みが形成され、周辺には歴史的建造物が多く残っており、住民による町家の保存活動運動（盛岡まち並み塾）による改修・修景が進められてきた地域となっており、都市政策や景観政策上、重要な地域となっています。

- ・盛岡バスセンターから半径 800m の圏域外、仙北町駅から半径 800m の圏域外
- ・公共交通軸となっている道路の道路端から 300m の範囲
- ・1 日当たりのバスの運行本数は、中心部と仙北方面を結ぶ路線で 180 本以上

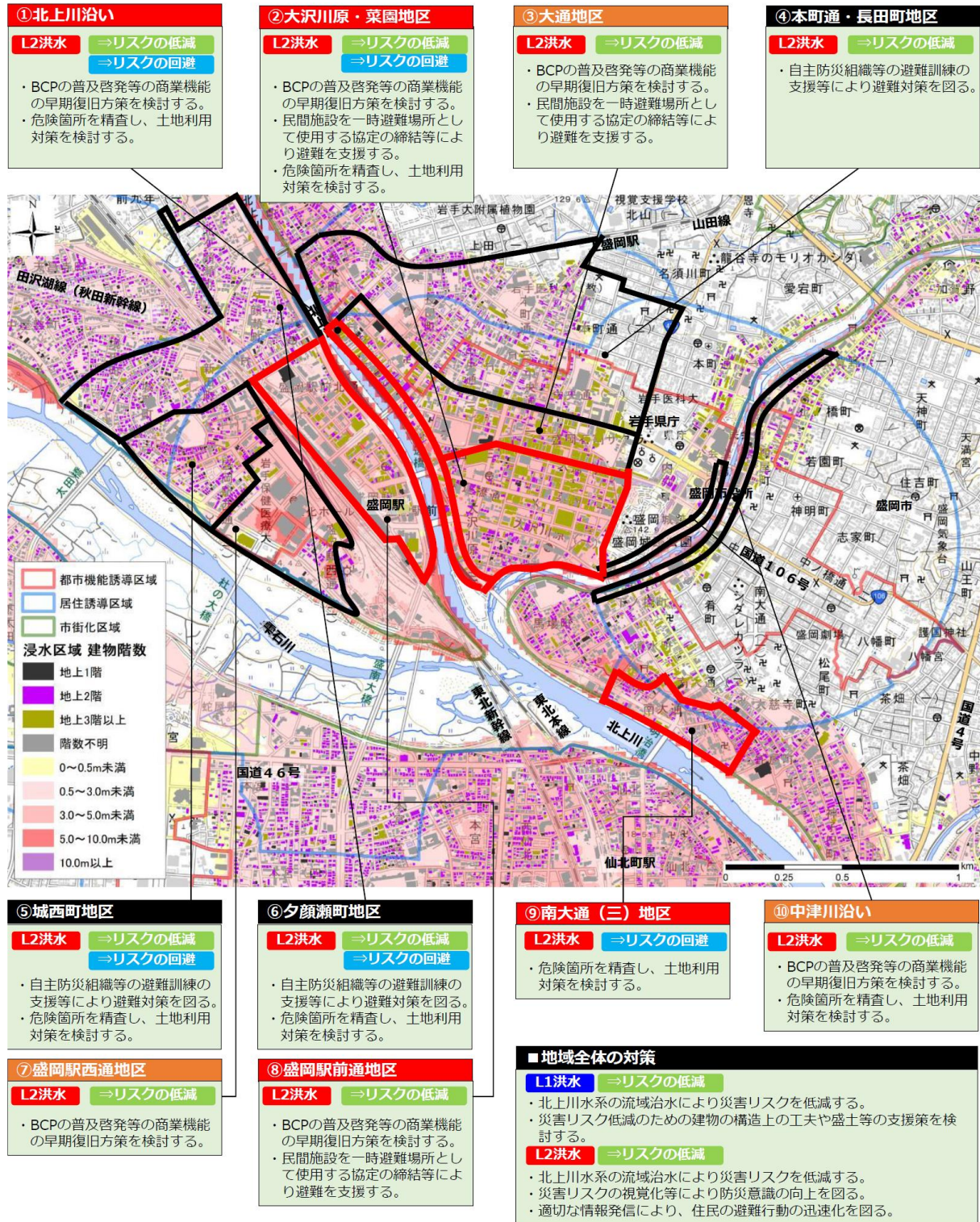
○居住誘導区域の基本方針

水災害リスクの高い地域ですが、上記のとおり、中心市街地と仙北地域を結ぶ都市的土地利用がなされており、公共交通の利便が高く、高密度な人口集積の維持を図るものとして、都市の重要性が高い地域特性があることから、河岸侵食の危険性の周知徹底を図り、当該地域における人的被害を回避することにより、引き続き居住誘導区域とします。



(5) 3地域の地域特性を踏まえた取組方針

3地域のリスクへ対応した取組方針を次のとおりまとめます。



(※) BCP：事業継続計画

図 中心市街地、南大通地域 取組方針

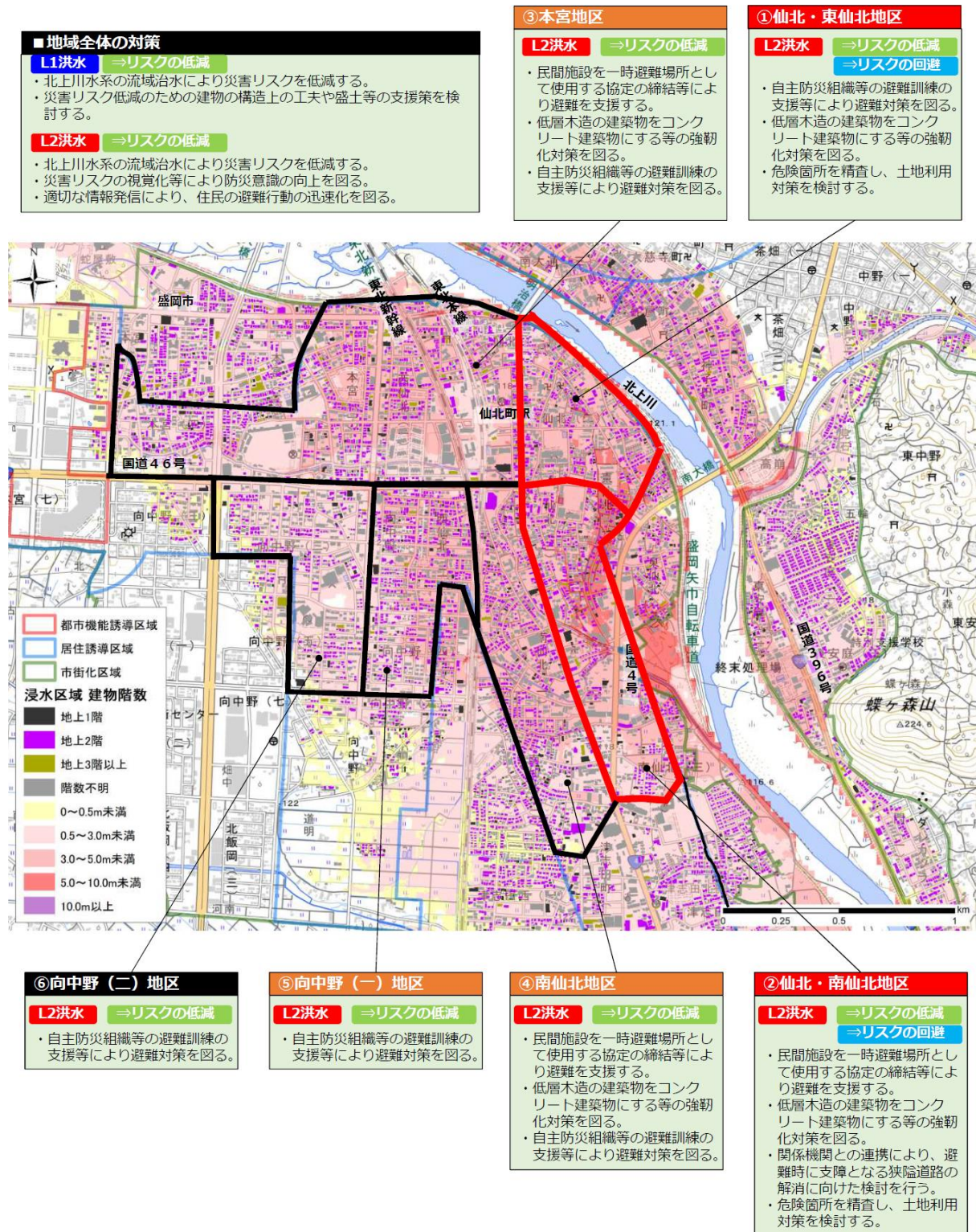


図 仙北地域 取組方針

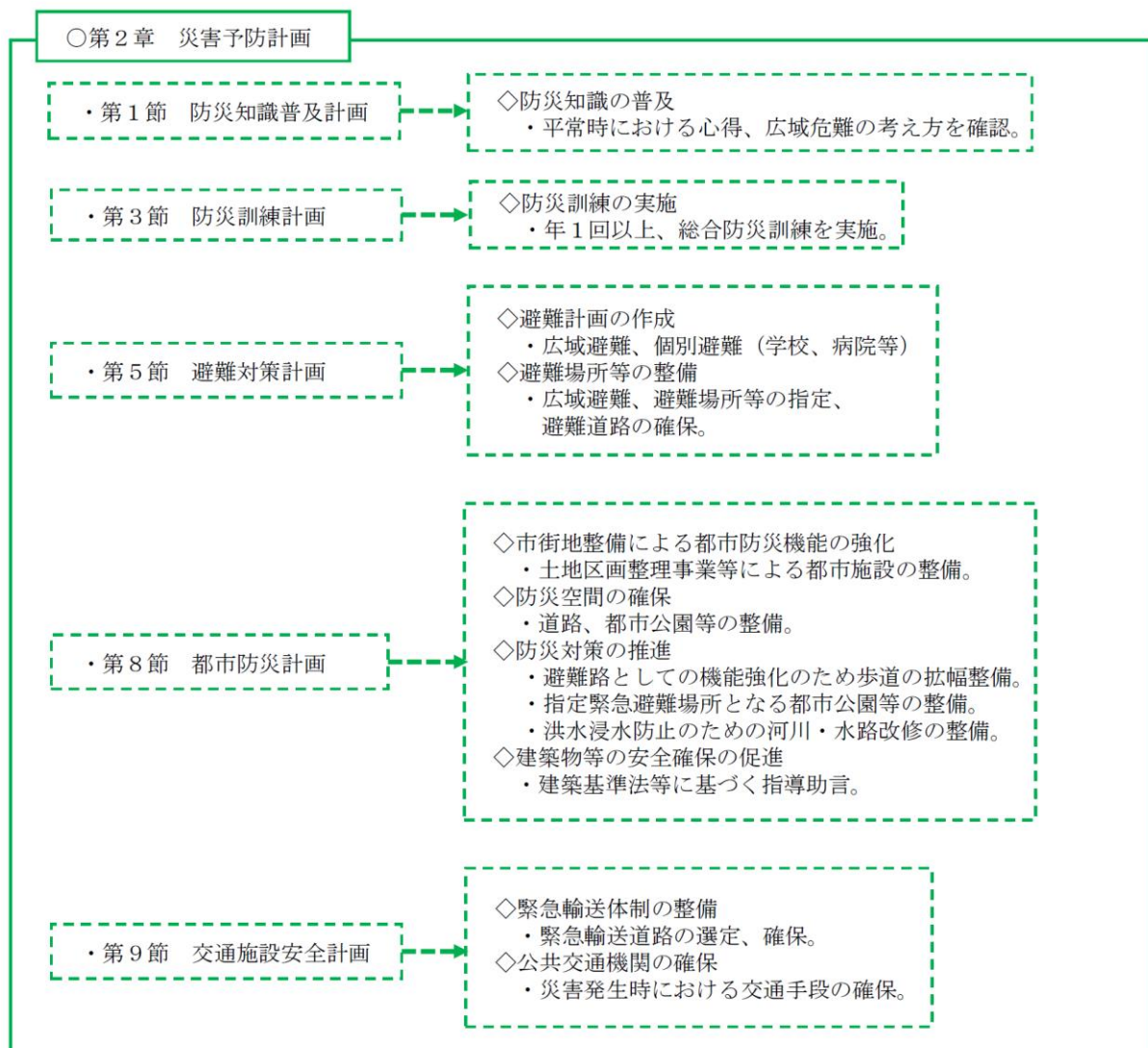
第4章 防災まちづくりに向けた対策

（１）防災まちづくりに向けた居住誘導区域における市域での対策

既往最大降雨（概ね150年に1回程度）などに対する浸水被害の低減、回避や想定最大規模（概ね1,000年に1回程度）の降雨規模等に対する人的被害の防止等に向け、前章（３）の取組方針等に基づき、災害種別ごとの具体的な対策及び実施時期の目標等を位置付け、ハード対策及びソフト対策の両面から官民一体となって更なる災害に強いまちづくりに取り組みます。

災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条の規定に基づき、本市において策定している盛岡市地域防災計画では、様々な災害に対応するため、平常時における災害予防計画、災害発生時における災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画を次のとおり定めています。

◇盛岡市地域防災計画（本編） 抜粋



○第2章 災害予防計画

・第11節 生活関連物資等の確保計画

- ◇緊急調達体制の整備
 - ・物資集積拠点を定め、各避難所への輸送、配布を行う体制整備。

・第13節 風水害予防計画

- ◇風水害に強いまちづくり
 - ・立地適正化計画への防災指針を位置付け。
 - ・洪水浸水想定区域等の状況を踏まえた様々な建築の制限を幅広く検討。（定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋根の設置等。）
- ◇河川改修事業
 - ・緊急度が高く防災効果の大きい河川の改修。
- ◇情報収集体制等の整備
 - ・水害に関する必要な情報を地域住民等へ伝達。
- ◇避難体制の整備
 - ・被害の実態に即応した避難場所等の整備。
- ◇関係者間の密接な連携体制の構築
 - ・多様な関係者で密接な連携体制を構築し、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる。

・第21節 要配慮者対策計画

- ◇災害時における要配慮者の安全確保
 - ・対象者の把握、施設の設備等の点検、改良、施設ごとの防災マニュアル策定。
- ◇要配慮者の安全確保を図る体制づくり
 - ・平常時から避難行動要支援者本人が避難先等を確認できるよう個別避難計画の作成に努める。

○第3章 災害応急対策計画

・第6節 交通確保・輸送計画

- ◇緊急輸送道路の指定
 - ・あらかじめ緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努める。
- ◇緊急輸送の実施
 - ・県及び市の物資集積、輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられる緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- ◇重要物流道路の指定
 - ・国土交通省は物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化重点支援を実施する。

盛岡市地域防災計画に定める市域に係る防災対策を図示すると概ね次のとおりとなります。

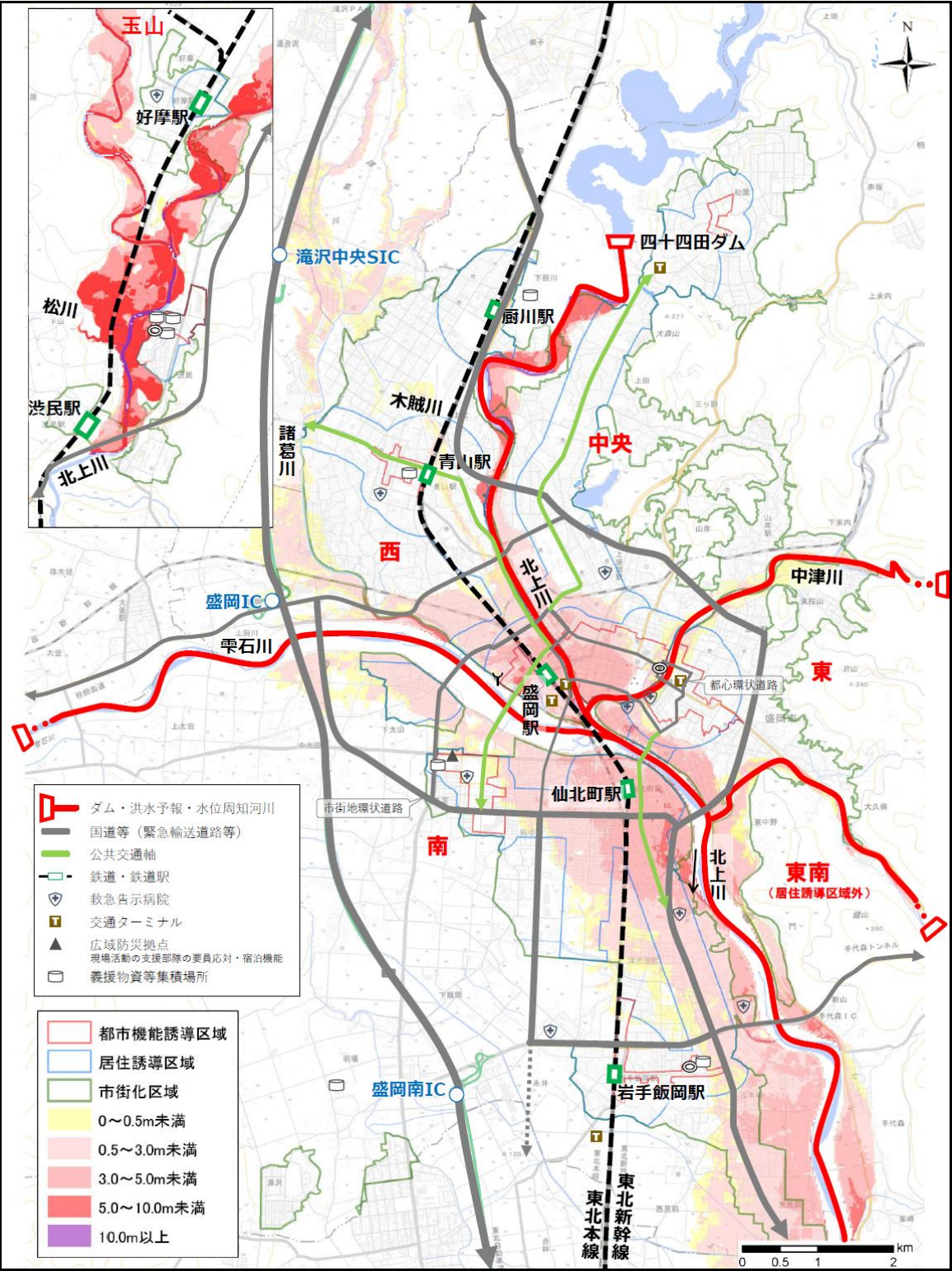


図 盛岡市地域防災計画に定める市域に係る防災対策

盛岡市地域防災計画における災害リスクを踏まえた事前対策や災害時において図に示す取組（ソフト対策）が効果的に発揮されるよう、防災指針では次のとおりの対策に取り組みます。また、「第2章 災害予防計画」の「第8節 都市防災計画」や「第13節 風水害予防計画」で示されるハード対策の取組は、北上川流域治水流域治水プロジェクトでの取組と合わせ、防災指針における具体的な対策として、次項「（2）防災まちづくりに向けた居住誘導区域における各地区別の対策」を整理します。

盛岡市地域防災計画（本編）	盛岡市立地適正化計画（防災指針）
・市民等へ災害リスクの周知に取り組みます。	・3D都市モデルの構築により災害リスクの可視化を行い、市民等への周知を行い更なる防災、減災まちづくりに取り組みます。
・災害時に広域避難や緊急輸送等を実施できるようあらかじめ緊急輸送道路を指定し、物資の輸送に当たっては緊急輸送ネットワークの形成を図ります。	・居住誘導区域内における緊急輸送道路の整備に係る対策に取り組みます。（広域避難を促進するための都市計画道路の整備）
・要配慮者の安全確保を図る体制づくりとして、避難行動要支援者の名簿作成、個別避難計画作成の支援を行います。	・居住誘導区域内において、避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難ルートや空間の確保に係る対策に取り組みます。（道路拡幅等による避難路の整備、都市公園の整備等）
・災害時においても、安全で円滑な交通手段として公共交通機関の確保に取り組みます。	・居住誘導区域内において、「もりおか交通戦略」の公共交通軸路線の整備を促進し、交通の確保に取り組みます。（県道の4車線化整備等）
・関係者が協働して流域治水を推進し、風水害に強いまちづくりに取り組みます。	・河岸侵食エリアを居住誘導区域に設定しないことや居住誘導区域内の氾濫流エリアにおける土地利用規制、洪水浸水想定区域内での建築物等の浸水防止を図る観点から建築制限等の検討を行い、人的被害の回避に取り組みます。

盛岡市地域防災計画では、避難場所等を3河川で区切られる6地区に区分し選定（※1）していることから、各地区ごとに、ハード対策、ソフト対策、土地利用対策について、具体的な対策及び実施時期の目標（※2）等を位置付けます。

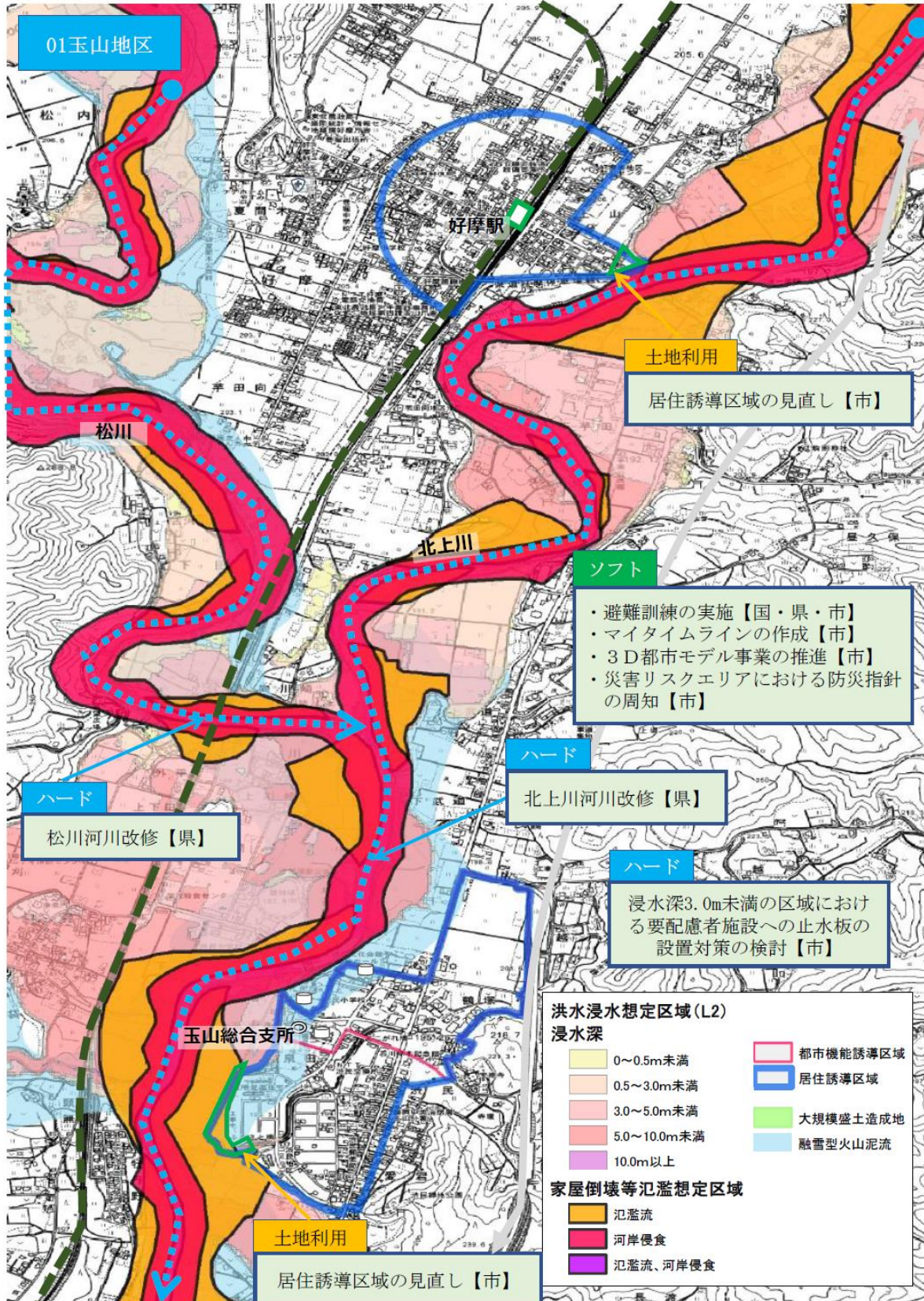
（※1）東南地区は居住誘導区域外です

（※2）実施時期の目標は、「北上川水系流域治水プロジェクト」を踏まえ、概ね短期（～令和7年）、中期（令和8年～令和12年）、長期（令和13年～）の区分により示します

(2) 防災まちづくりに向けた居住誘導区域における各地区別の対策

① 玉山地区

◎対策（居住誘導区域を対象）



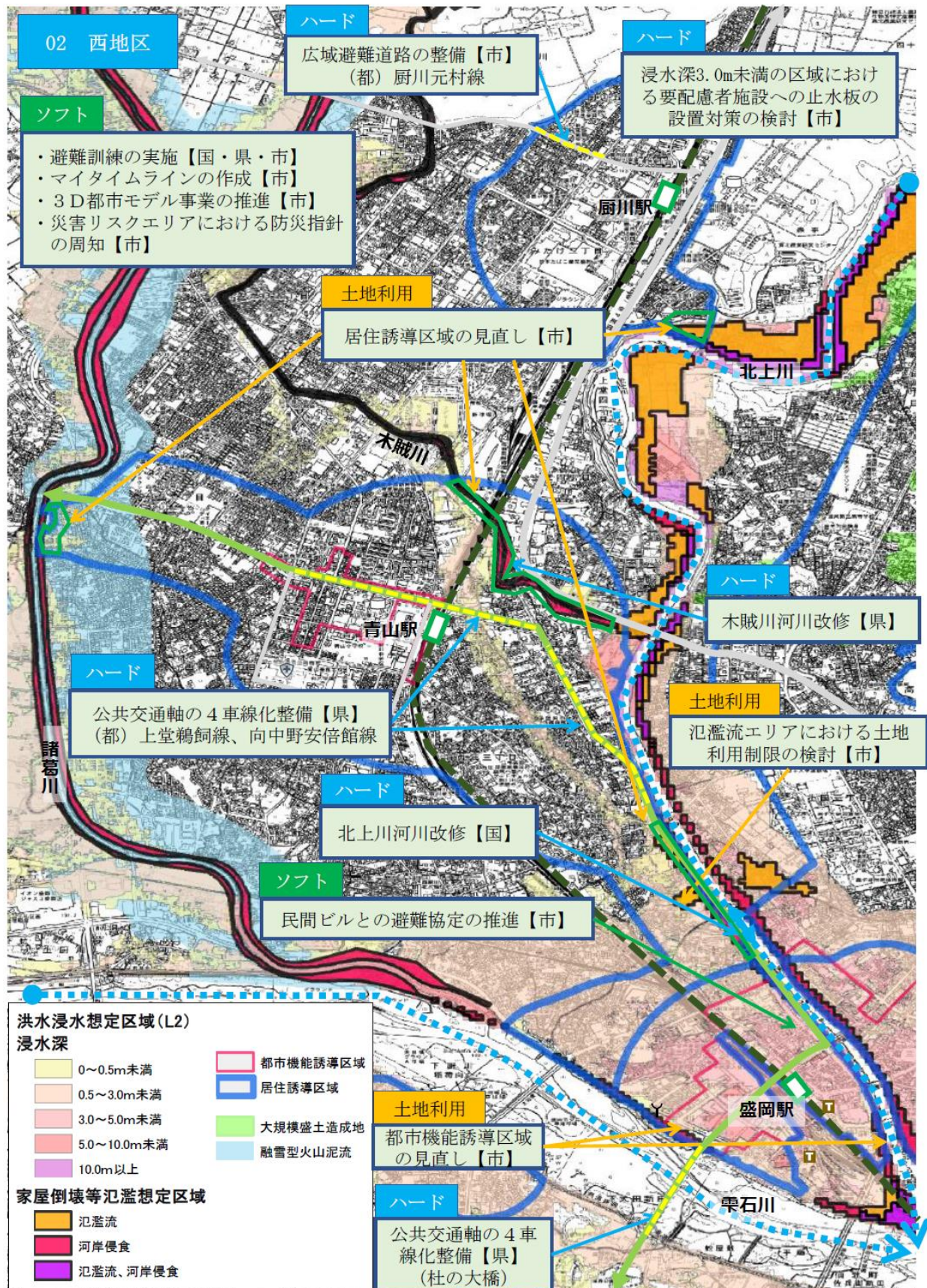
◎実施時期の目標（居住誘導区域を対象）

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	居住誘導区域の見直し	市	本改訂とあわせて実施		
		・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。				
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	北上川河川改修の推進	県	――	――	――→
		・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。				
		松川河川改修の推進	県	――	――	――→
		・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。				
		要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市			
		・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。		――	――	――→
	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】 (融雪型火山泥流)	避難訓練の実施	国・県・市			――→
		・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。				
		マイタイムラインの作成	市			――→
		・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。				
	ソフト (全ての災害)	3D都市モデル事業の推進	市			――→
		・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。				
	ソフト (全ての災害)	災害リスクエリアにおける防災指針の周知	市			――→
		・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。				

――→ 実施 - - - → 検討

② 西地区

◎対策（居住誘導区域を対象）



◎実施時期の目標（居住誘導区域を対象）

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し	市	本改訂とあわせて実施		
		・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く) ・河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。				
		土地利用制限の検討	市			
		・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。		---	---	→
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	北上川河川改修の推進	国	---	---	→
		・夕顔瀬地区の堤防整備について、国へ要望します。				
		木賊川河川改修の推進	県	---	---	→
		・河川の改修、護岸整備等について、県へ要望します。				
	ハード (全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市	---	---	→
		・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。				
		広域避難道路の整備	市	→	→	→
		・滝沢市との広域避難を促進するため(都)厨川元村線の整備に着手します。				
	ハード (全ての災害)	公共交通軸(青山)の4車線化整備	県	---	---	→
		・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)上堂鶴飼線、向中野安倍館線の事業化について、県へ要望します。				
	ハード (全ての災害)	公共交通軸(盛南)の4車線化整備	県	---	→	
		・災害時でも公共交通機関を確保するため、(都)盛岡駅本宮線(杜の大橋)の整備促進について、県へ要望します。				

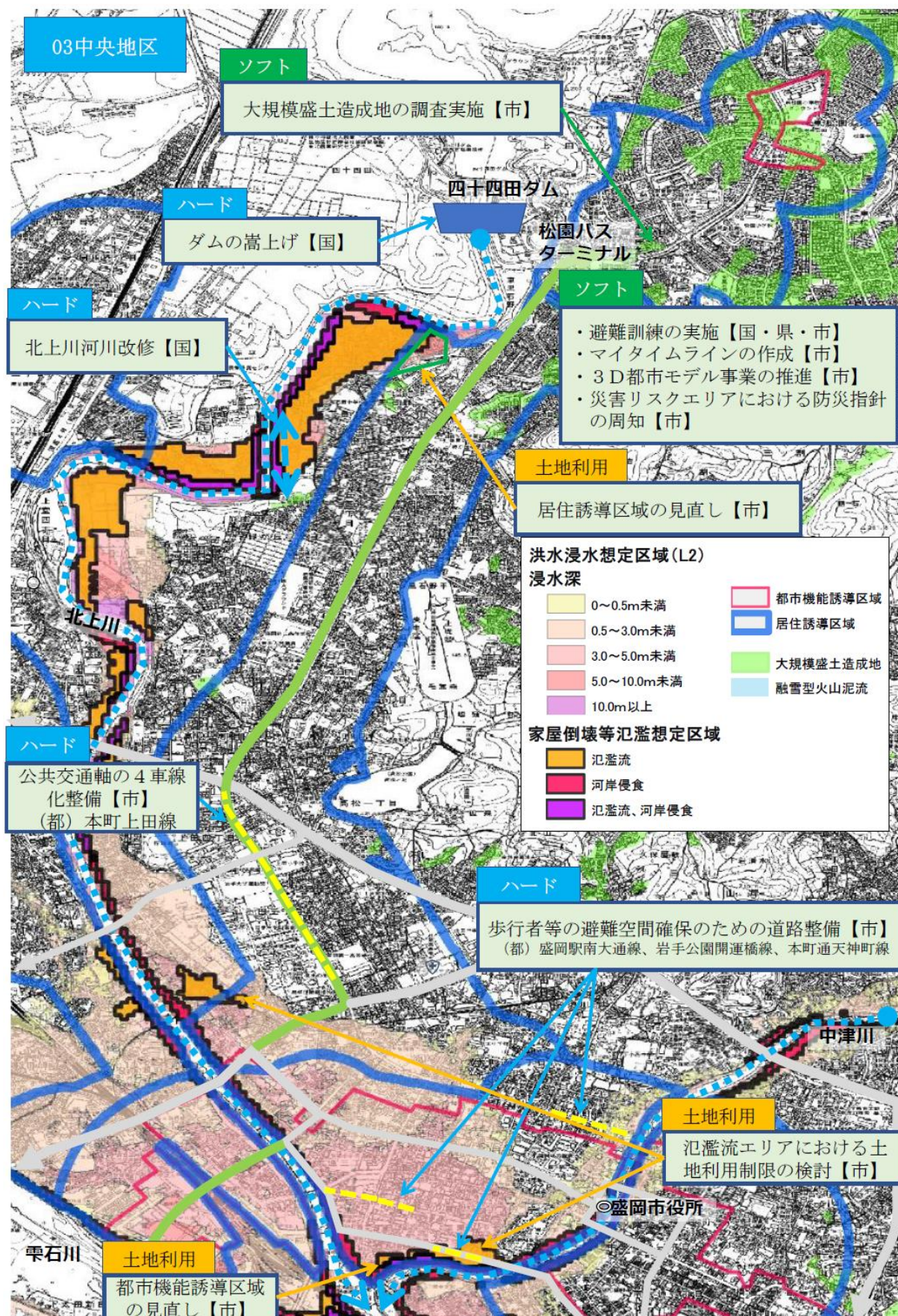
→ 実施 --- 検討

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク低減	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】 (融雪型 火山泥 流)	避難訓練の実施	国・ 県・市			
		・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。				
		マイタイムラインの作成	市			
		・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。				
		3D都市モデル事業の推進	市			
		・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。				
	ソフト (全ての 災害)	民間ビルとの避難協定の推進	市			
		・中心市街地における民間の高層ビルとの避難協定を増やし、災害時において垂直避難を容易にできる体制を整え、人的被害を回避します。				
		災害リスクエリアにおける防災指針の周知	市			
		・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。				

 実施  検討

③ 中央地区

◎対策（居住誘導区域を対象）



◎実施時期の目標（居住誘導区域を対象）

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し	市	本改訂とあわせて実施		
		・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く) ・河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。				
		土地利用制限の検討	市	――	――	――→
		・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。				
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	四十四田ダムの嵩上げ	国	――	――	――→
		・四十四田ダムの嵩上げ及び関連する御所ダムの操作方法の変更により治水機能の増強を図ることについて、国へ要望します。				
		北上川河川改修の推進	国	――	――	――→
		・黒石野地区の堤防整備について、国へ要望します。				
	ハード (全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市	――	――	――→
		・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。				
		歩行者等の避難空間確保のための道路整備	市	――	――	――→
		・避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難空間の確保のため、(都)盛岡駅南大通線、岩手公園開運橋線、本町通天神町線の整備に着手します。				
		公共交通軸(松園)の4車線化整備	市	――	――	――→
		・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)本町上田線の事業化を検討します。				

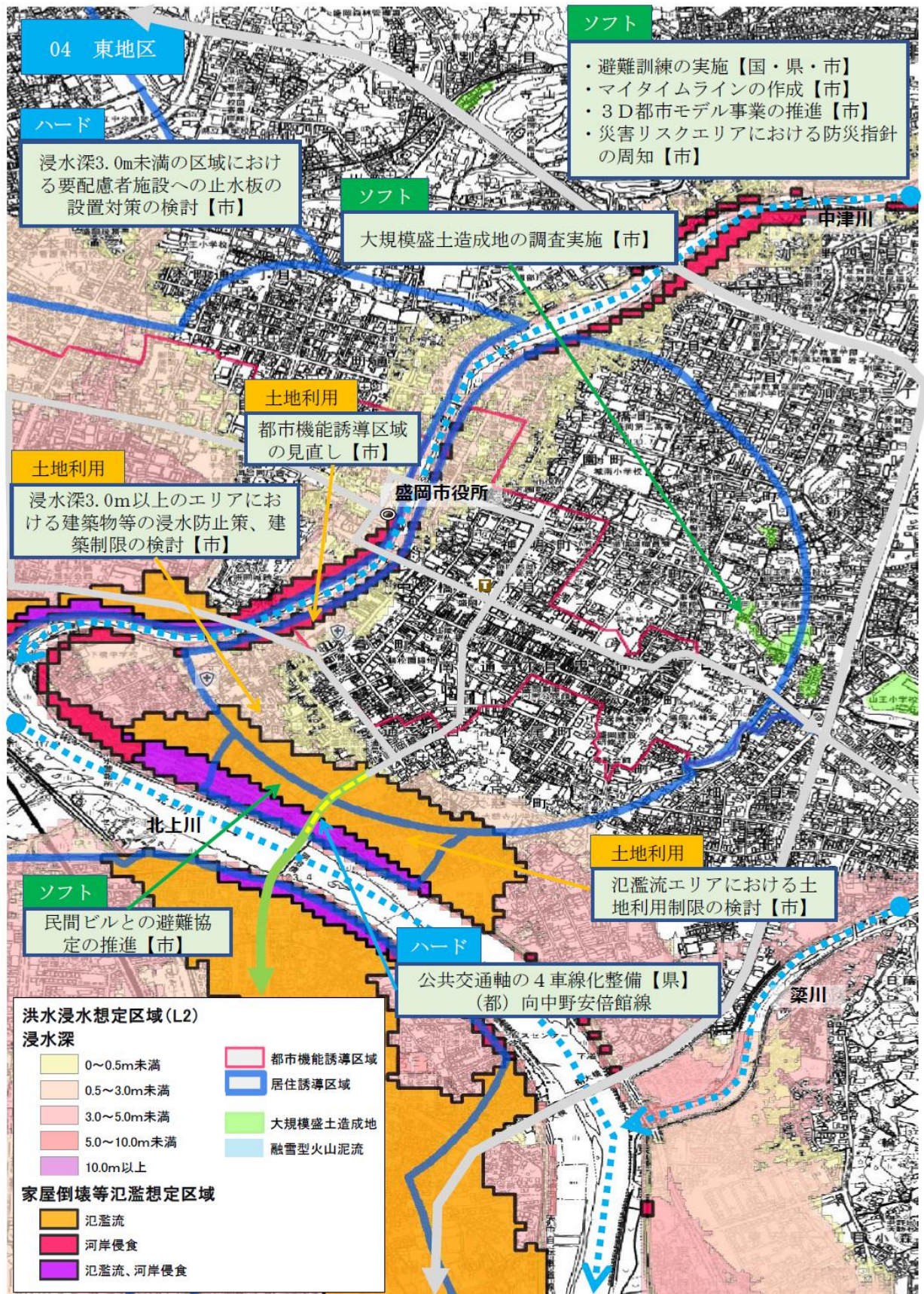
――→ 実施 - - - - - 検討

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク低減	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】	避難訓練の実施	国・ 県・市			
		・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。		→		
		マイタイムラインの作成	市			
		・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。		→		
		3D都市モデル事業の推進	市			
		・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。		→		
	ソフト (その他)	民間ビルとの避難協定の推進	市			
		・中心市街地における民間の高層ビルとの避難協定を増やし、災害時において垂直避難を容易にできる体制を整え、人的被害を回避します。		→	→	
	ソフト (全ての災害)	大規模盛土造成地の調査実施	市			
		・宅地耐震化推進事業による大規模盛土造成地を対象とした第二次スクリーニング調査を実施し、活動崩落の安全性を確認します（居住誘導区域内14箇所）。		→		
	ソフト (全ての災害)	災害リスクエリアにおける防災指針の周知	市			
		・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。		→		

→ 実施 → 検討

④ 東地区

◎対策（居住誘導区域を対象）



◎実施時期の目標（居住誘導区域を対象）

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	都市機能誘導区域の見直し	市	本改訂とあわせて実施		
		・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)を都市機能誘導区域に設定しないこととします。				
		土地利用制限の検討	市	---	---	→
		・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。				
		建築物等の浸水防止策、建築制限の検討	市	---	---	→
		・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強靱化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。				
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市	---	---	→
		・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。				
	ハード (全ての災害)	公共交通軸（都南）の4車線化整備	県	---	---	→
		・災害時でも、公共交通機関を確保するため、（都）向中野安倍館線（明治橋北側付近）の事業化について、県へ要望します。				

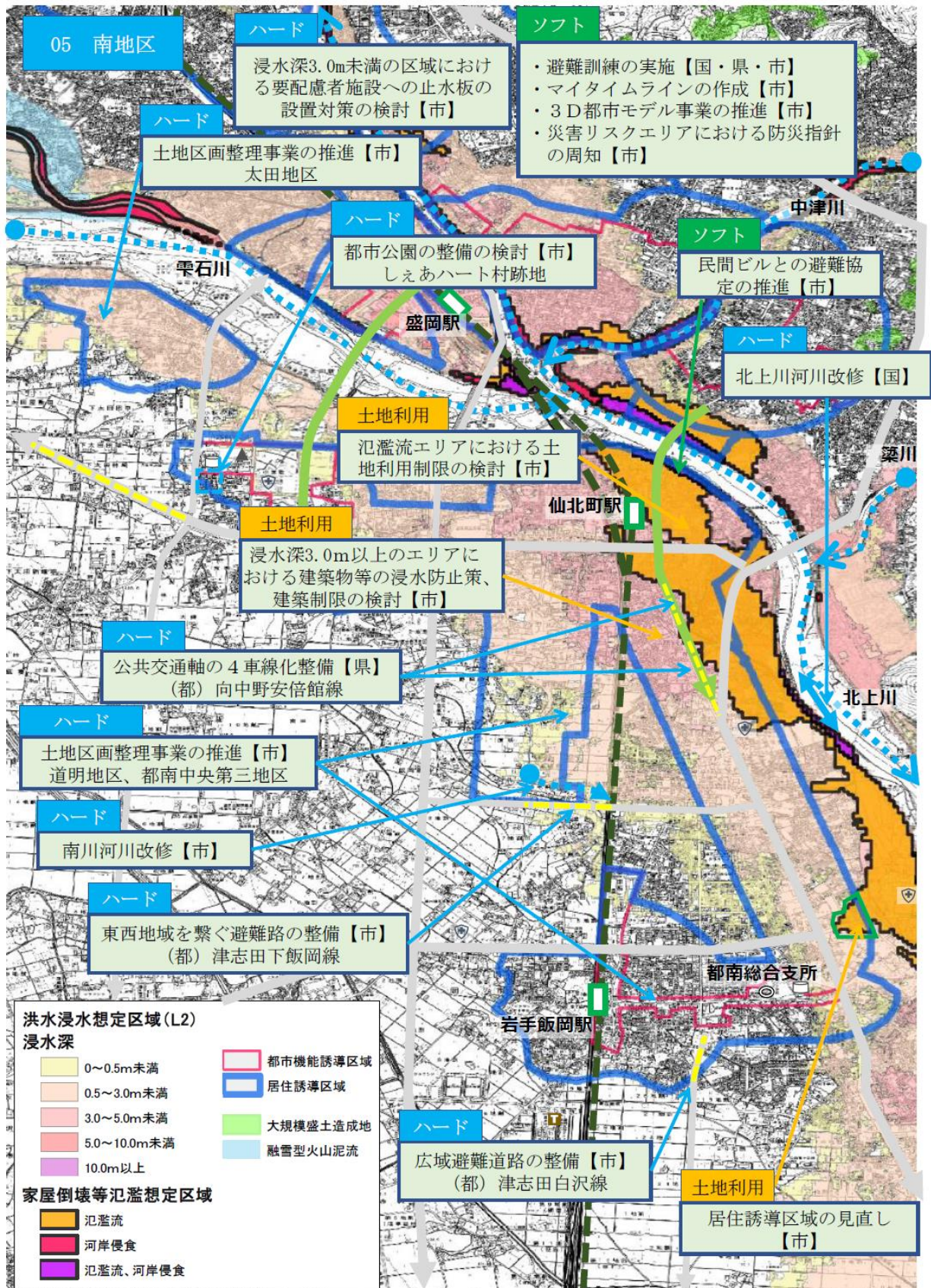
→ 実施 - - - → 検討

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク低減	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】	避難訓練の実施	国・ 県・市			
		・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。		→		
		マイタイムラインの作成	市			
		・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。		→		
		3D都市モデル事業の推進	市			
		・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。		→		
	ソフト (その他)	民間ビルとの避難協定の推進	市			
		・中心市街地（清水町、鉾屋町エリア）における民間の高層ビルとの避難協定を増やし、災害時において垂直避難を容易にできる体制を整え、人的被害を回避します。		→	→	
	ソフト (全ての災害)	大規模盛土造成地の調査実施	市			
		・宅地耐震化推進事業による大規模盛土造成地を対象とした第二次スクリーニング調査を実施し、滑動崩落の安全性を確認します（居住誘導区域内14箇所）。		→		
	ソフト (全ての災害)	災害リスクエリアにおける防災指針の周知	市			
		・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。		→		

→ 実施 → 検討

⑤ 南地区

◎対策（居住誘導区域を対象）



◎実施時期の目標（居住誘導区域を対象）

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	居住誘導区域の見直し	市	本改訂とあわせて実施		
		・三本柳地域において、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。				
		土地利用制限の検討	市			
		・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。		――	――	――→
		建築物等の浸水防止策、建築制限の検討	市			
		・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強靱化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。		――	――	――→
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	北上川河川改修の推進	国	――	――	――→
		・津志田地区の堤防整備について、国へ要望します。				
		南川河川改修の推進	市	――→		
		・南川の改修工事により洪水リスクを低減します。				
	ハード (全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市			
		・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。		――	――	――→
		広域避難道路の整備	市			
		・矢巾町との広域避難を促進するため(都)津志田白沢線の整備を促進します。		――→	――→	――→
		公共交通軸(都南)の4車線化整備	県			
		・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(仙北地域)の事業化について、県へ要望します。		――	――	――→

――→ 実施 - - - - - 検討

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク低減	ハード (全ての災害)	土地区画整理事業の推進	市	→		
		・太田地区、道明地区、都南中央第三地区の基盤整備事業を推進し、避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難空間の確保に取り組みます。				
		東西地域を繋ぐ避難道路の整備	市	→		
		・仙北地域から盛南地域への避難を促進するため（都）津志田下飯岡線の整備に着手し、避難空間の確保に取り組めます。				→
	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】	都市公園の整備の検討	市	→	→	→
		・もりおか復興推進しえあハート村跡地へ避難空間の確保等の視点から都市公園の整備を検討します。				
		避難訓練の実施	国・ 県・市	→	→	→
		・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。				
		マイタイムラインの作成	市	→	→	→
		・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。				
		3D都市モデル事業の推進	市	→	→	→
		・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。				
	ソフト (全ての災害)	民間ビルとの避難協定の推進	市	→		
		・中心市街地（仙北地域）における民間の高層ビルとの避難協定を増やし、災害時において垂直避難を容易にできる体制を整え、人的被害を回避します。				
	ソフト (全ての災害)	災害リスクエリアにおける防災指針の周知	市	→	→	→
		・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。				

→ 実施 → 検討

(3) 防災まちづくりの目標値

防災まちづくりに関する対策の計画的な進捗に取り組み、適正な進行管理を図るため、評価指標と目標値を定めます。評価指標については、盛岡市立地適正化計画における居住や都市機能の誘導等に係る指標と合わせて概ね5年ごとに評価を行うとともに、必要に応じて対策等の見直しを行います。

ア 目標① 居住誘導区域のうち災害リスクエリアにおける防災指針の全戸周知率(%)及び継続実施

居住誘導区域のうち、ミクロ分析により抽出した浸水継続時間 24 時間（1 日間）以上が想定され、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）が想定されるような災害リスクの高い地域の全居住者を対象とし、防災指針や防災情報等の内容を周知するチラシ等を全戸配布（転入者含む）するとともに、これを継続して行うことで、居住誘導区域内で取り組む防災対策等の認知度及び防災意識の向上を図り、人的被害を確実に回避することを目標とします。

評価指標	令和 3 年 (2021 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)
居住誘導区域のうち災害リスクエリアにおける防災指針の全戸周知率(%) 及び継続実施	0 %	100%	100%

イ 目標② 居住誘導区域の都市計画道路の整備率(%)

災害時において避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難空間を確保し、広域避難を促進するため、居住誘導区域内の都市計画道路の整備を図ることを目標とします。

評価指標	令和 3 年 (2021 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)
居住誘導区域の都市計画道路の整備率(%)	79.8%	81.5%	83.4%